

長崎県立豊玉高等学校同窓会会則

第1条 本会は長崎県立豊玉高等学校同窓会と称し、その本部を母校内（対馬市豊玉町仁位1331-2）におく。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校との連絡を密にし母校の発展に寄与することをもって目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 母校の後援および会員相互の親睦のための諸行事の開催。
2. 会員名簿ならびに会誌の発行。
3. その他目的達成に必要な事項。

第4条 本会員は、仁位分校・豊玉高校の卒業生および本学舎に在籍した者で本会が認めた者とする。また、仁位分校・豊玉高校の現・旧職員を特別会員とする。ただし、特別会員は会費の負担義務を負わないものとする。

第5条 本会に下記の役員及び理事を置く。

1. 会 長 1名（常任理事会で会員中より選出する。）
2. 副 会 長 2名（常任理事会で会員中より選出する。）
3. 常 任 理 事 若干名（会員中より会長が委嘱する。）
4. 理 事 各年度の卒業生より1名（会員中より会長が委嘱する。）
5. 庶務・会計 3名以下（会長が委嘱する。）
6. 監 事 2名以下（常任理事会で会員中より選出する。）

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在・事故があるときはこれを代理する。
3. 常任理事は会長、副会長、庶務・会計とともに常任理事会を構成し、本会の運営にあたる。また理事への連絡調整等にあたる。
4. 理事は会長、副会長、庶務・会計、常任理事とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。また常任理事会での議決事項について、諮問することができる。会員相互の連絡調整等にもあたる。
5. 庶務・会計は本会の庶務会計にあたる。
6. 監事は本会の監査の任にあたる。

第7条 役員の仕事は2年とする。但し、再選は妨げない。

第8条 本会に下記の合議・議決・諮問機関をおく。

1. 総 会
2. 常任理事会
3. 理 事 会

第9条 総会は、本会の会員をもって構成し、毎年1回開催することを原則とし、常任理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。総会においては常任理事会における議決事項を承認し、その他重要な事項を議決する。ただし、総会が開催されない場合は、常任理事会をもってこれに代えることができる。

2 常任理事会は、総会にかわる議決機関とし、必要に応じて開催し、事業及び予算・決算、会則の改正、その他本会の運営に関する事項、緊急な事項について議決することができる。

3 理事会は、本会の諮問機関とし、会長が必要と認めたとき、その諮問事項を審議する。

第10条 常任理事会は理事以外の第5条によって定める役員をもって、理事会は第5条によって定める役員をもって構成し、会長が必要と認めたときこれを召集する。

第11条 すべての議決は、出席者の過半数によって決する。

第12条 本会の経費は、会員の終身会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

会員は入会の際、終身会費として5,000円を納入するものとする。但し、総会または理事会において必要と認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第14条 本会に顧問を置くことができる。会長がこれを委嘱する。

第15条 この会則は、昭和53年5月1日より施行する。

(昭和63年 9月16日一部改正)

(平成22年 8月21日一部改正)

(令和 3年 10月 1日一部改正)